

料率決定

発行(2025年6月) 綾部市若竹町8-1 綾部市市民環境部市民・国保課 TEL 0773(42)4246(直通)



令和7年度国民健康保険の料率が決定しました。

※料率を改定しました。詳細は2ページ目をご覧ください。

区 分	医療給付費分 (全ての加入者)	後期高齢者支援金分 (全ての加入者)	介護納付金分 (40歳~64歳(*1)の加入者)
所得割 (令和6年中の 基準所得金額)	① 加入者の賦課基準所得金額(*2) × 8.41%	④ 加入者の賦課基準所得金額(*2) × 2.75%	⑦ 加入者の賦課基準所得金額(*2) × 2.36%
均等割 (1人につき) (*3)	② 加入者数 × 31,600円	⑤ 加入者数 × 10,300円	⑧ 加入者数 × 11,500円
平等割 (1世帯につき)	③ 20,600円	⑥ 6,800円	⑨ 5,800円
計 (それぞれ10円) 未満切捨て	A…①+②+③	B…④+⑤+⑥	C…⑦+⑧+⑨
賦課限度額	66万円	26万円	17万円
年間保険料額	A + B + C		

- *1 年度の途中で40歳になる方は、40歳になるその月(1日が誕生日の方はその前月)分からが対象
年度の途中で65歳になる方は、65歳になる前月(1日が誕生日の方はその前々月)分までが対象
- *2 賦課基準所得金額は、前年(令和6年)の総所得金額等から市府民税の基礎控除額43万円を引いた金額
(合計所得金額が2,400万円を超える場合は段階に応じて減額します。)
- *3 未就学児(平成31年4月2日以降にお生まれの方)にかかる均等割額の1/2を軽減します。

算定例

加入者	賦課基準所得金額
世帯主 40歳	1,000,000円
妻 35歳	300,000円

保険料の納付義務は世帯主にあります。世帯主自身が国保に加入されていなくても、世帯の中でどなたかが国保に加入されていれば、世帯主宛に保険料の通知書や納付書を送ります。

<ご相談ください>

保険料や医療機関等に支払う一部負担金について、災害や廃業などにより前年と比べて所得が激減し、生活が著しく困窮した場合に、減免を受けられる場合があります。



A 医療給付費分の保険料(全ての加入者)

- ①所得割額 1,300,000円 × 8.41% = 109,330円
②均等割額 加入者2人 × 31,600円 = 63,200円
③平等割額 1世帯 20,600円

年額 ①+②+③ = 193,130円…A

B 後期高齢者支援金分の保険料(全ての加入者)

- ④所得割額 1,300,000円 × 2.75% = 35,750円
⑤均等割額 加入者2人 × 10,300円 = 20,600円
⑥平等割額 1世帯 6,800円

年額 ④+⑤+⑥ = 63,150円…B

C 介護納付金分の保険料(40歳~64歳の加入者)

- ⑦所得割額 1,000,000円 × 2.36% = 23,600円
⑧均等割額 加入者1人 × 11,500円 = 11,500円
⑨平等割額 1世帯 5,800円

年額 ⑦+⑧+⑨ = 40,900円…C

年間保険料額

A + B + C = 297,180円

国民健康保険料率が変わります

～国保の安定した運営のために、ご理解とご協力をお願いします～

令和7年度保険料率の引き上げを行いました。引き上げの理由は、府への国保事業費納付金(※)が増加し、国保準備基金(貯金)が減少しているためです。

近年は加入者数が減る一方、高齢化や医療技術の高度化により1人当たりの医療費は増加＝グラフ①。これにより府への納付金も増えています。厳しい財政運営が続いていましたが、基金を活用して収入を補填し、加入者の皆様の負担軽減を図るため、保険料率を令和5年度まで11年連続で据え置いてきました。

その結果、基金残高は年々減少＝グラフ②。国保を安定して運営できるよう、令和6年度にやむなく保険料を引き上げました。しかし依然として厳しい財政状況が続いています。

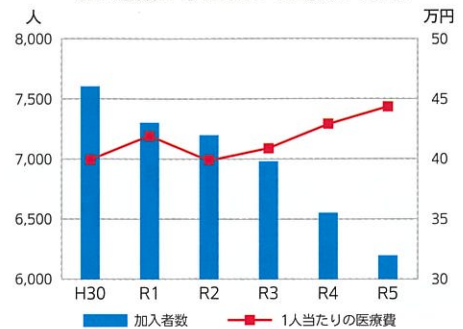
現在の医療水準に見合う保険料率にするには、令和7年度決定した料率よりも大きな引き上げが必要になります。これに対し、物価高騰などの社会情勢を踏まえ加入者の皆様の急激な負担増にならないよう、基金を活用し激変緩和措置を行いました。なお、保険料の府内統一化などを見据え、今後も毎年保険料率の見直しを行います。

社会情勢が厳しい中での料率改定により、ご負担をお願いすることになりますが、将来にわたって安心して国民健康保険を利用していただけるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

※国保事業費納付金…府全体の保険給付費等をまかなうために必要な額を、市町村が府に納付する負担金。
納付額は各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準などを考慮して決められます。

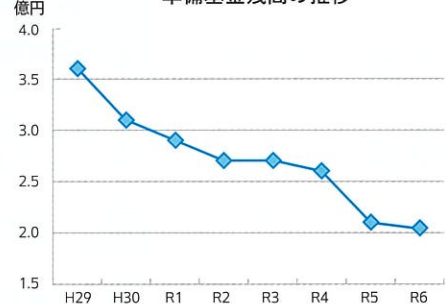
〈グラフ①〉

加入者数と1人当たりの医療費の推移



〈グラフ②〉

準備基金残高の推移



令和6年度	医療給付費分	後期高齢支援金分	介護納付金分
所得割	7.79%	3.13%	2.74%
均等割	25,800円	10,400円	13,000円
平等割	17,100円	6,800円	6,500円



令和7年度	医療給付費分	後期高齢支援金分	介護納付金分
所得割	8.41%	2.75%	2.36%
均等割	31,600円	10,300円	11,500円
平等割	20,600円	6,800円	5,800円

令和7年度国民健康保険制度改正のお知らせ

保険料の軽減判定所得が改正されます

・保険料の均等割額と平等割額の軽減措置が拡大

同じ世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額が次の所得の基準を満たす場合に、国民健康保険料が軽減されます。

【改正なし】 7割軽減 基礎控除額「43万円」+10万円×(給与所得者等の数－1)

【改正あり】 5割軽減 43万円+(30.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)

【改正あり】 2割軽減 43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)

※「給与所得者等の数」は、一定の給与所得者(給与収入55万円超)又は公的年金に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)又は125万円超(65歳以上))の人数です。

※「被保険者数」には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

～40歳から74歳の方へ～

特定健診を受けて、今の健康状態をチェックしましょう

特定健康診査はわずかな負担であなたの健康を守ります！



綾部市の受診率は約33%で、府内市町村と比較してもかなり低い状況です。また女性よりも男性の方が受診率は低くなっています。生活習慣病を未然に防ぐことが医療費抑制に大きくつながり、保険料の上昇を抑制することにもなります。生活習慣病の予防、重症化を防ぐためにもぜひ積極的に受診してください!!

また、綾部市では、特定健診を多くの方に受診していただくため、クーポン券を発行しています。令和3、4、5年度の3年連続して受診された方などが対象となっており、受診にかかる自己負担1,000円が無料になるというものです。対象の方には、4月下旬にオレンジ色の封筒で送付しています。ぜひ、ご活用ください。

◎特定健康診査の検査項目

問診、身体計測、診察、血液検査（血中脂質・血糖・肝機能・腎機能・貧血・痛風等）、
血圧、尿検査、心電図、眼底検査（必要な方のみ）

◎実施方法

- ・集団健診（各地区公民館などで17回実施）
- ・個別健診（市内対象医療機関で令和8年3月31日まで実施）

◎受診費用

通常なら約10,000円かかる検査が、自己負担1,000円で受診可能
（市民税非課税世帯に属する方は免除申請により無料で受診可能）

詳細は4月に対象者の方へお送りしました「健康診査・がん検診のご案内」（薄緑色の封筒）をご覧ください。

人間ドック費用の助成

綾部市国民健康保険に引き続き1年以上加入されている方（人間ドック受診日時時点で1年経過する場合も可。保険料に未納がないことが条件。）を対象に人間ドック費用額の7割を助成しています。

受診を希望される方は、保険証（マイナ保険証等）と受診券をご持参の上、市役所市民・国保課窓口もしくは直接医療機関へ申込みをお願いします。

補助対象医療機関：綾部市立病院（Aコース～Fコース） 電話 43-0123
京都協立病院（Gコース、Hコース） 電話 42-0440
綾部ルネス病院（Iコース） 電話 42-8601



あやべ健康プラザ(水夢)の利用助成

綾部市国民健康保険の加入者（保険料に未納がないことが条件）を対象に、新規に入会した年度においては入会金を、また、翌年度以降も継続して会員の方には会費の1か月分（いずれも消費税除く）を助成しています。



他の健康保険に加入された方や被扶養者に該当される方はありませんか？

国保に加入していた方が、他の健康保険に加入された場合は、国保の脱退手続きが必要です。国保の脱退手続きをされないと保険料がかかり続けますので、ご注意ください。

ご家族の中で、社会保険等に加入されている方がおられましたら、いま一度、勤務先などに被扶養者の認定要件を確認されることをお勧めします。



● 65歳未満の非自発的失業者の方の保険料を軽減します

- 対象者 会社の倒産や解雇など非自発的な理由により離職した方で、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載の離職理由番号が、「11、12、21、22、23、31、32、33、34」である方
- 軽減内容 前年の給与と所得を100分の30として、保険料を計算します。
- 軽減期間 離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間
- 届出方法 本人確認書類と雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をご持参の上、下記窓口へお越しください。



● 産前産後期間の国民健康保険料を軽減します

- 対象者 出産予定の国民健康保険被保険者の方
- 軽減内容 出産予定日（出産日）が属する月の前月から4か月相当分が軽減されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日（出産日）の属する月の3か月前から6か月相当分が軽減されます。
- 届出方法 本人確認書類と出産する方の名前・出産予定日が確認できる書類（親子健康手帳など）をご持参の上、下記窓口へお越しください。出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。



マイナ保険証をご利用ください！

ー保険証はマイナ保険証を基本とする
仕組みに移行されましたー



マイナ保険証を持っている方

- マイナ保険証で受診してください。
- 万一、医療機関でマイナ保険証が利用できない場合は、マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」を提示することで受診できます。
- 有効期限内は、現行の保険証でも受診できます。

マイナ保険証を持っていない方

- 「資格確認書」で受診してください。
- 有効期限内は、現行の保険証で受診してください。

※現在お持ちの保険証は、最長令和7年12月1日まで使用できます。保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証の登録状況により「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を送付します。

※マイナ保険証で受診される場合でも、福祉医療費受給者証などの各種受給者証はこれまでどおり提示が必要です。

国民健康保険料は納期内に納めましょう!!

～口座振替をお勧めします～

保険料を滞納すると、次のようなことが生じます。

- ① 督促を受けたり、延滞金が加算されたりします。
- ② 督促状発送後の保険料等の徴収は、京都地方税機構が行います。



◎すべての国保事業は、国保加入者の保険料と補助金により運営をしています。